

議 会 改 革 特 別 委 員 会
報 告 書

令 和 元 年 1 2 月

1 特別委員会の名称
議会改革特別委員会

2 委員定数
7名

3 設置要件
地方自治法第109条に基づく設置（平成28年6月定例会）

4 調査事件
議会活性化の推進に向けた調査・検討

5 調査期間
平成28年6月27日～令和元年12月4日

6 協議経過

回	開催日及び会議名	内容
1	平成28年6月27日（月） 第1回議会改革特別委員会	・正副委員長の互選（委員長に嶋田一孝委員、副委員長に尾花瑛仁委員）
2	平成28年9月23日（金） 第2回議会改革特別委員会	・前委員会の協議結果報告 ・今後の協議方針、協議事項
3	平成29年2月1日（水） 第3回議会改革特別委員会	・今後の協議事項（各会派から協議事項報告）
4	平成29年3月21日（火） 第4回議会改革特別委員会	・今後の協議事項（重点的協議事項6項目決定）
5	平成29年6月20日（火） 第5回議会改革特別委員会	・特別委員会の設置・委員会の公開 （予算特別委員会、委員会の動画配信、委員会の自由公開） ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止
6	平成29年9月15日（金） 第6回議会改革特別委員会	・特別委員会の設置・委員会の公開 （予算特別委員会、委員会の動画配信、委員会の自由公開）
7	平成30年1月16日（火） 第7回議会改革特別委員会	・委員長の互選（委員長に星野良行委員）
8	平成30年5月18日（金） 第8回議会改革特別委員会	・特別委員会の設置・委員会の公開 （予算特別委員会、委員会の動画配信、委員会の自由公開） ・逮捕事件を受けた協議事項の追加 ・「議会改革のあゆみ」のHP掲載

回	開催日及び会議名	内容
9	平成 30 年 5 月 24 日 (木) 第 9 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の公開 (委員会の動画配信、委員会の自由公開) ・逮捕事件を受けた協議事項の追加 ・予算特別 (常任) 委員会の視察先検討
本会議	平成 30 年 6 月 5 日 (火) 委員長報告	<ul style="list-style-type: none"> ・協議経過及び結果報告 (委員会の傍聴の自由公開制への移行)
視察	平成 30 年 7 月 3 日 (火) 草加市・さいたま市視察	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 (決算) 委員会 ・委員会の動画配信
10	平成 30 年 8 月 20 日 (月) 第 10 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置・委員会の公開 (予算特別委員会、委員会の動画配信) ・逮捕事件を受けた協議事項の追加 ・タブレット端末の導入
11	平成 30 年 9 月 18 日 (火) 第 11 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・政治倫理規程の策定 ・タブレット端末の導入 ・議会運営委員会と議会改革特別委員会の関係
12	平成 30 年 10 月 16 日 (火) 第 12 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・政治倫理規程の策定 ・タブレット端末の導入 ・議会運営委員会と議会改革特別委員会の関係
13	平成 30 年 11 月 21 日 (水) 第 13 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ※協議事項の前に、タブレット端末操作研修会を実施 ・タブレット端末の導入 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・政治倫理規程の策定 ・全員協議会の報告内容
14	平成 30 年 12 月 11 日 (火) 第 14 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・タブレット端末の導入 ・全員協議会の報告内容
全協	平成 30 年 12 月 17 日 (月) 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議経過報告 (委員会の動画配信、予算特別委員会、政治倫理規程、タブレット端末の導入)
15	平成 31 年 1 月 15 日 (火) 第 15 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・タブレット端末の導入 ・請願提出者の意見陳述 ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止

回	開催日及び会議名	内容
16	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 第 16 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・タブレット端末の導入 ・請願提出者の意見陳述 ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止
17	平成 31 年 3 月 18 日 (月) 第 17 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・政治倫理規程の策定 ・タブレット端末の導入 ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止
18	平成 31 年 4 月 19 日 (金) 第 18 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・委員会の公開 (委員会の動画配信)
視察	平成 31 年 4 月 24 日 (水) 久喜市	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の導入
19	令和元年 5 月 7 日 (火) 第 19 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・委員会の公開 (委員会の動画配信) ・タブレット端末の導入
20	令和元年 5 月 29 日 (水) 第 20 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止
本会議	令和元年 6 月 7 日 (金) 委員長報告	<ul style="list-style-type: none"> ・協議経過及び結果報告 (委員会の動画配信の開始)
21	令和元年 6 月 7 日 (金) 第 21 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置 (予算特別委員会) ・委員会の公開 (委員会の動画配信)
22	令和元年 6 月 12 日 (水) 第 22 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会)
23	令和元年 6 月 17 日 (月) 第 23 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定 ・特別委員会の設置 (予算特別委員会)
24	令和元年 6 月 25 日 (火) 第 24 回議会改革特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規程の策定

回	開催日及び会議名	内容
勉強会	令和元年7月17日(水) 執行部との勉強会	・政治倫理条例に関する執行部の意向の確認
25	令和元年8月6日(火) 第25回議会改革特別委員会	・政治倫理規程の策定
26	令和元年8月20日(火) 第26回議会改革特別委員会	・政治倫理規程の策定 ・全員協議会の報告内容(予算特別委員会)
全協	令和元年8月20日(火) 全員協議会	・協議経過報告(予算特別委員会)
27	令和元年10月28日(月) 第27回議会改革特別委員会	・政治倫理規程の策定 ・CD-ROM版会議録の議員への配布廃止 ・議会改革特別委員会報告書の作成
28	令和元年12月4日(水) 第28回議会改革特別委員会	・最終報告内容の確認 (議会改革特別委員会報告書及び本会議委員長報告)

7 協議結果

(1) 議会の権限に関する事項

○議決事件の追加

【結果】引継

【内容】上尾市総合計画等の長期計画については、議決事件とする。

※総合計画の基本構想については平成27年12月から実施

○審議会等委員の議会選出の再検討

【結果】引継

【内容】議員は法律等で定められたもの以外、審議会委員には就任しない。

※令和元年9月定例会において議選監査委員は廃止(総務常任委員会提出議案)

(2) 委員会に関する事項

○特別委員会の設置

【結果】完結

【内容】一般会計当初予算を審査する予算特別委員会を設置する。

《主な検討事項》

①委員会形態…常任委員会または特別委員会

②委員定数…全議員、議員定数の半数、一部の議員

③委員構成…正副議長・議選監査委員の扱い、決算の委員との兼ね合い

④審査方法…分科会または委員による審査

⑤付託議案…当初予算・補正予算、特別会計・企業会計の付託範囲、
予算関連議案の扱い

⑥出席者…市長、副市長、教育長の出席

⑦その他…総括質疑、質疑の時間制限 など

【成果】令和2年3月定例会から実施予定

・「上尾市議会予算特別委員会実施要領」の制定

(令和元年9月9日議会運営委員会決定)

※決算特別委員会を9月定例会期中に開催する方針についても決定

○委員会の公開

【結果】完結

【内容】①傍聴について委員長許可制から自由公開制へ移行する。
②常任・特別委員会の動画配信を実施する。

【成果】①平成30年6月定例会から傍聴の自由公開制を実施
・「上尾市議会委員会条例」の一部改正（平成30年6月29日公布）
・「上尾市議会委員会傍聴規程」の制定
（平成30年6月29日公布）
・「上尾市議会議会報編集委員会規程」の一部改正
（平成30年7月27日公布）
②令和元年6月定例会から委員会の動画配信を実施
・「上尾市議会インターネット議会中継要領」を制定
（令和元年6月21日議会報編集委員会決定）

○請願提出者の意見陳述

【結果】引継

【内容】各委員会の審査において、請願提出者の意見陳述を認める。

（3）市民に開かれた議会に関する事項

○議会報告会の開催

【結果】引継

【内容】議会報告会を開催する。

○ソーシャルネットワークの活用

【結果】引継

【内容】フェイスブック等で議会関連の情報を随時提供する。

（4）その他の事項

○CD-ROM版会議録の議員への配布廃止

【結果】完結

【内容】CD-ROM版会議録の議員配布を廃止する。

【成果】令和2年1月臨時会分から廃止予定
・「上尾市議会会議規則」の一部改正
（令和元年12月定例会に委員会提出議案として上程）

○政治倫理規程の策定・議員の品位について

【結果】引継

【内容】市民の代表としての議員の政治倫理規定を作成し、自己研鑽に努める。

○タブレット端末の導入

【結果】引継

【内容】業務の効率化・業務改革を目的として、タブレット端末を導入する。

○議長立候補制の導入

【結果】引継

【内容】立候補制を導入し、立候補の際に所信表明を行う。

※各検討項目における協議の経過及び各会派の意見については、
別紙「議会改革特別委員会議会活性化の検討項目」を参照。

8 委員名簿

区 分	氏 名	会派名	備 考
委員長	星野 良行	彩の会	
副委員長	尾花 瑛仁	彩の会	
委 員	新道 龍一	彩の会	R1.8.20～
委 員	田中 一崇	彩の会	
委 員	戸野部直乃	公明党	
委 員	井上 茂	上尾政策フォーラム	
委 員	池田 達生	日本共産党	H31.1.15～
委 員	大室 尚	彩の会	H30.1.16～R1.8.9
委 員	嶋田 一孝	彩の会	～H30.1.15
委 員	秋山 もえ	日本共産党	～H31.1.15

※所属会派名は令和元年12月1日現在のもの。

※彩の会所属委員は令和元年6月23日まで新政クラブに所属。

資 料

○議会改革特別委員会 議会活性化の検討項目

【委員会に関する事項】

項目名	特別委員会の設置		
内容	一般会計当初予算を審査する予算特別委員会を設置する。	協議結果	完結
主な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の形態…常任委員会または特別委員会 ・委員定数…全議員、議員定数の半数、一部の議員 ・委員構成…正副議長・議選監査委員の扱い、決算委員との兼ね合い ・審査方法…分科会または委員による審査 (現行の常任委員会を活用または常任委員会と別に予算特別(常任)委員会を設置) ・付託議案…当初予算・補正予算、特別会計・企業会計の付託範囲、予算関連議案の扱い ・執行部の出席者…市長、副市長、教育長の出席 ・その他…総括質疑の実施、時間制限 など 		
成果	<p>令和2年3月定例会から実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上尾市議会予算特別委員会実施要領」の制定 (令和元年9月9日議会運営委員会決定) <p>※決算特別委員会を9月定例会期中に開催する方針についても決定</p>		
経過	<p>●平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/20 委員会設置の背景とねらい、手法、課題などの論点整理 ・ 9/15 委員会の形態、委員定数、審査方法、付託議案等各会派持ち帰り <p>●平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/18 先進地視察の実施決定・平成30年3月定例会設置を目標設定 ・ 5/24 先進地視察先の検討 ・ 7/3 【行政視察】草加市及びさいたま市視察 ・ 8/20 視察後の各会派意見の報告 <p>《各会派意見》</p> <p>新政クラブ：特別委員会形式で委員数は全議員ではない方が望ましい。付託議案は、まずは当初予算のみで良い。また、決算特別委員会を9月定例会期中に開催・報告まで行いたい</p> <p>公明党：議案不可分の原則を再度学ぶ機会が必要。決算特別委員会を9月定例会期中に実施したい</p>		

共産党：草加市の部局別審査は合理的である。決算特別委員会を9月定例会期中に開催すべき

政策フォーラム：まとまったところから段階的に進めるべき

⇒委員会の形態を特別委員会とすること、委員数を全議員の半数とすること、分科会ではなく予算特別委員による審査とすること、付託案件は当初予算のみとすることで、委員会案を作成することが決定。

- ・ 9/18 事務局作成の予算特別委員会案及び日程案を提示、各会派持ち帰り
3月定例会の日程について、執行部から「開会日の前倒しや閉会日の後ろ倒しが困難」という意見があった事を報告したところ、委員から「妥協点を模索したい」という意見があった。また、議案調査日を短縮化することについて、委員から「短縮化は厳しい」という意見があった。
- ・ 10/16 開始時期等について各会派意見の報告
予算特別委員会設置については各会派合意であるが、平成31年3月定例会の設置はタイトスケジュールであることなどの理由で見送り、決算特別委員会の9月定例会設置も併せて継続協議となった。
- ・ 11/21 タブレット端末導入による開会日前倒しについて執行部の意見を報告
県の補助金の通知などの影響により現状の開会日となっていることなどから、タブレット端末導入による開会日の前倒しは見込めないという意見であった。また、決算特別委員会については改選までの間の委員が決定しているため、改選後の変更とすることで了承。
- ・ 12/17 【全員協議会】協議経過報告
- ・ 1/15 これまでの論点を整理した資料の作成を決定
- ・ 2/13 3月定例会の日程に関し、執行部の意見を聞くことを決定
- ・ 3/18 執行部から予算書作成等一連の流れについて説明
⇒現行の流れのままでは大幅な前倒しは困難とのことであるが、予算特別委員会設置に向け、執行部側にも協力を求めた。

●平成31年度・令和元年度

- ・ 4/19 日程シミュレーションの作成及び令和2年3月設置を目指すことを決定
- ・ 5/7 日程シミュレーションの了承
⇒執行部へ日程シミュレーションを提示。
- ・ 5/29 日程シミュレーションが執行部から了承されたことを報告
- ・ 6/7 検討課題について各会派の意見集約
《各会派意見》
①委員構成・時間制限
新政クラブ・政策フォーラム：議長・議選監査委員を除く／時間制限なし

公明党・共産党：正副議長・議選監査委員を除く／時間制限なし

②付託議案

新政クラブ・政策フォーラム：当初予算・一般会計のみ

公明党・共産党：当初予算・特別会計及び企業会計含む

③総括質疑

全会派：総括質疑を行う

《協議結果》

* 委員構成について議長と議選監査委員を除き、委員の選出は会派一任

* 質疑の時間制限は設けない

* 委員数は会派按分

* 各議員が予算・決算特別委員にそれぞれ2回就く

(議長・議選監査委員を除く)

* 付託議案は当初予算の一般会計のみ

* 討論の前に総括質疑を行う

- ・ 6/12 総括質疑の検討課題について各会派の意見集約

《各会派意見》

①総括質疑の事前通告制・代表制の導入

新政クラブ・公明党・政策フォーラム：代表委員選出／事前通告制

共産党：代表委員の選出や事前通告制については導入しない

《協議結果》

* 事前通告制とする

* 各会派で委員のうちから1名代表を選出する

⇒全員協議会で委員会の決定事項を報告することで了承。なお、時間制限等運用上の細部については、令和2年3月実施の上での検討課題。

- ・ 6/17 全員協議会における報告内容（骨子）の確認
- ・ 8/20 全員協議会における報告内容の最終確認
- ・ 8/20 【全員協議会】協議経過報告
- ・ 12/4 決算特別委員会を9月定例会期中に開催する方針を決定

【委員会に関する事項】

項目名	委員会の公開		
内 容	(1) 傍聴の委員長許可制から自由公開制移行へ	協議結果	完結
	(2) 委員会の動画配信		完結
主な検討事項	(1) 傍聴者の委員長許可制から自由公開制移行 ・上尾市議会委員会条例の改正及び開始時期 ・上尾市議会傍聴規程の作成		
	(2) 委員会の動画配信 ・配信システム…既存システムか、YouTube か ・配信方法…録画配信のみか、ライブ配信も行うか ・公開対象…どの委員会を動画配信の対象とするか ・撮影カメラ…WEBカメラか固定カメラか ・カメラ台数…委員側だけ映すか、執行部も映すか ・ルール作り…議員の動画利用に関するルールを作るか など		
成 果	(1) 平成 30 年 6 月定例会から傍聴の自由公開制を実施 ・「上尾市議会委員会条例」の一部改正（平成 30 年 6 月 29 日公布） ・「上尾市議会委員会傍聴規程」の制定 （平成 30 年 6 月 29 日公布） ・「上尾市議会議会報編集委員会規程」の一部改正 （平成 30 年 7 月 27 日公布）		
	(2) 令和元年 6 月定例会から委員会の動画配信を実施 ・「上尾市議会インターネット議会中継要領」を制定 （令和元年 6 月 21 日議会報編集委員会決定）		
経 過	<p>(1) 傍聴の委員長許可制から自由公開制移行へ</p> <p>●平成 29 年度</p> <p>・6/20 自由公開制移行に対する各会派意見の報告</p> <p>《各会派意見》</p> <p>新政クラブ・共産党・政策フォーラム：自由公開制に賛成 公明党：委員長許可制の継続を希望 ⇒移行に対する賛否及び実施する場合はその時期について会派持ち帰り。</p> <p>・9/15 自由公開制移行に対する各会派意見の集約</p> <p>⇒全会派が自由公開制に賛成したため、平成 29 年 12 月定例会から自由公開制に移行し、それに伴い委員会条例を改正するで了承。</p> <p>また、公明党からの「実施に当たっては一定のルールが必要」との意見を受け、上尾市議会傍聴規則に準じ、委員会傍聴規程を作ることで了承。</p>		

●平成 30 年度

- ・ 5/18 委員会条例改正案・傍聴規程案の説明、会派持ち帰り。6 月上旬に修正
- ・ 5/24 委員会条例改正案・傍聴規程案について了承
⇒平成 30 年 6 月定例会で委員会提出議案として上程。

(2) 委員会の動画配信

●平成 29 年度

- ・ 6/20 他市の状況説明
- ・ 9/15 配信システム別コスト及びメリット・デメリットの提示
⇒配信システム及び議員の動画利用に関するルールについて会派持ち帰り。

●平成 30 年度

- ・ 5/18 配信システム及びルールについて各会派意見の報告

《各会派意見》

①配信システム

新政クラブ：既存システム

共産党・政策フォーラム：YouTube

公明党：議員の動画利用に関するルールについての協議を優先すべき

②議員の動画利用に関するルール

新政クラブ：本人に許可を取ってから動画の画像を使用するなど、ルールを作ることで問題が解消するなら検討すべき

公明党：ルールありきで協議を進めるべき

共産党：ルールにより実態が隠されかねない

政策フォーラム：ルールは配信側から考えるというより、閲覧側の問題

⇒再度各会派持ち帰り。予算要求までに結論付けることで合意。

- ・ 5/24 配信システムについて各会派意見の報告

《各会派意見》

①配信システム

新政クラブ・公明党：既存システム

共産党・政策フォーラム：YouTube

②議員の動画利用に関するルール（主な意見）

新政クラブ：視聴者のモラルにおいて使うべき

公明党：罰則に当たる可能性がある事例や、グレーな部分の対応について学ぶ機会が欲しい

⇒再度会派持ち帰り。

- ・ 7/3 【行政視察】草加市及びさいたま市視察
- ・ 8/20 実施を優先し、配信システムを既存システムとすることで合意
⇒平成 31 年度当初予算要求。

・ 12/17 【全員協議会】協議経過報告

●平成 31 年度・令和元年度

- ・ 4/19 カメラの設置数、画面構成、テロップ、公開対象の委員会など協議
- ・ 5/7 画面構成や録画配信の実施要領など最終調整
- ・ 6/7 6月定例会開会日で委員長報告、同日から運用開始。上尾市議会インターネット議会中継要領について了承
⇒要領を議会報編集委員会へ提示。

【委員会に関する事項】

項目名	請願提出者の意見陳述		
内容	各委員会の審査において、請願提出者の意見陳述を認める。	協議結果	引継
主な検討事項	・内規の検討…請願の提出時点で、必要に応じて意見陳述ができるという内規を作るか		
成果			
経過	<p>●平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/15 12 月定例会の陳情で請願者の意見陳述の場を設けてほしいという要望があったことを報告 ※この内容は、前議会改革特別委員会の協議事項。 <p>《各会派意見》</p> <p>共 産 党：希望者には意見陳述の場を設けるべきだが、議会改革特別委員会で協議・決定すべきかについては疑問である</p> <p>政策フォーラム：希望者には意見陳述の場を設けるべき</p> <p>⇒陳情者は平成 31 年 3 月定例会開催までに請願者が意見陳述できるようにしない限り、法的手続きをとるとのことであった。本人の希望する期限までの時間的余裕がないため、いったん委員長預かりとし、協議の結果を本人に伝えるとともに、議長の考えも伺い、議長から議会改革特別委員会で取り扱うような意向があれば、委員と優先順位を決めながら協議していくものとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2/13 議長への報告の結果「これまでの議会の協議経過を伝え、ご理解を得る」という方針となったことを報告 		

【その他の事項】

項目名	CD-ROM版会議録の議員への配布廃止		
内容	CD-ROM版会議録の議員への配布を廃止する。	協議結果	完結
主な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的整備…標準会議規則との乖離の是非、 上尾市議会会議規則の改正 ・ 全議員からの合意…議員の利用状況の実態調査及び了承 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度予算分（令和元年 12 月定例会）で配布終了予定 ・ 「上尾市議会会議規則」の一部改正（令和元年 12 月定例会上程） 		
経過	<p>●平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/20 CD-ROM版会議録の利用状況から不要との意見 <p>●平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/15 利用状況及び予算削減の観点から再度削減の意見。調査の実施決定 ・ 2/13 調査結果の報告と、利用状況調査の実施決定 全国市議会議長会から「会議規則改正により配布しないことは可（法的な是非は判断できない）」との回答。各自治体で会議規則改正の対応はまちまち。 ⇒配布廃止は総務課との法制執務上の協議が必要だが可能との結論。 ・ 3/18 利用状況調査の結果報告。継続希望者への意向確認を決定 <p>●平成 31 年度・令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/29 全議員から廃止に関する了解を得たことを報告 ⇒今年度はすでに契約済みであることから、令和 2 年 1 月臨時会分から廃止。 ・ 10/28 会議規則の一部改正案の提示・了承 ⇒委員会提出議案として、12 月定例会最終日に上程予定。 		

【その他の事項】

項目名	タブレット端末の導入		
内容	業務の効率化・業務改革を目的として、タブレット端末を導入する。	協議結果	引継
主な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入の是非…タブレット端末を導入するか ・ 利用範囲…議場・委員会室のみ（w i - f i）か、場所を限定しない（L T E）か ・ 私的利用…私的利用を認めるか ・ 費用負担…全額公費負担とするか、一部を議員負担とするか ・ 使用基準…端末の使用基準を作成するか 		
成果			
経過	<p>●平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/20 タブレット端末導入に関する次年度当初予算要求の報告・了承 ・ 9/18 タブレット端末導入の計画・スケジュールについて説明 ・ 10/16 タブレット端末操作研修会を実施決定。利用範囲、私的利用、議員負担などについて会派持ち帰り ・ 11/21 タブレット端末操作研修会の実施及び各会派意見の報告 ≪各会派意見≫ 新政クラブ：L T E / 費用は公費負担 公明党：公明党：L T E / 費用負担は検討 共産党：導入コストが高すぎるため、このままでは賛成できない 政策フォーラム：導入コストが高すぎる。目的とコストが見合うことが大事 ・ 12/11 平成 31 年度当初予算要求を取り下げること決定 導入に対する委員間の合意が得られていないため、合意された段階で予算要求することです承。 ・ 12/17 【全員協議会】協議経過報告 ・ 1/15 近隣他市の視察を行うこと決定 ・ 2/13 視察日程調整 ・ 3/18 視察日時・場所の決定 <p>●平成 31 年度・令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/24 【行政視察】久喜市視察 ・ 5/7 視察に関する各委員の意見取りまとめ 		

【その他の事項】

項目名	政治倫理規程の策定・議員の品位について		
内容	市民の代表としての議員の政治倫理規定を作成し、自己研鑽に努める。	協議結果	引継
主な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定の是非…政治倫理条例を制定するか ・ 条例案（たたき台）…協議のベースとなる案文を何にするか ・ スケジュール…いつ上程するか ・ 5項目を入れるか…上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会が提示した5項目の再発防止策の提言を条文に入れるか ・ 条例の対象…市長・副市長・教育長を対象とするか 		
成果			
経過	<p>●平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9/18 政治倫理規程について協議する方針を決定 ・ 10/16 制度について説明。各会派で条例制定自体に合意かについて持ち帰り ・ 11/21 条例制定について各会派で意見が分かれ、継続 <p>《各会派意見》</p> <p>新政クラブ：会派内で賛否両論あり合意に至らなかったが、細部まで協議・検討した内容により判断したい</p> <p>公明党・共産党・政策フォーラム：制定すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12/11 政治倫理条例のモデル案を各委員へ配布 ・ 12/17 【全員協議会】協議経過報告 ・ 1/15 各会派で政治倫理条例の案文または必要項目を作成することを決定 ・ 2/13 新政クラブが議員倫理条例案提出。各会派で論点を整理した結果を報告 ・ 3/18 政策フォーラムが政治倫理条例案提出。公明党が議員倫理条例に含むべき事項提出 <p>上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会からの調査報告書において、政治倫理条例に必要な5項目（①政治倫理基準の明示②資産公開制度③政治倫理審査会の設置④市民の審査請求権⑤市民の問責権）が提示され、各会派持ち帰り。</p> <p>●平成 31 年度・令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/19 共産党が政治倫理条例案提出。政策フォーラムが第三者調査委員会報告書 		

の提言を踏まえ、資産公開を含める内容に修正した政治倫理条例案を再提出

- ・ 5/7 5項目の提言に対する各会派の意見を報告

《各会派意見》

新政クラブ：モデル案ベースが全てではない。上尾市に必要な部分について検討したい

①政治倫理基準の明示

…地方自治法第92条の2の趣旨を尊重していくことなどは同意。市が行う契約に関し、親族が経営する企業の請負辞退は、今回の事件とは直接関わりがなく、今後議員を志す人への制約につながる恐れがあることから慎重な協議が必要

②資産公開制度

…二者択一ならば、公開すべきでない。首長の公開は法で定められているが議員の規定はなく、法的な線引きがある。さらに対象を家族まで拡大することには、住民との距離が近い市議会議員にとってプライバシーの問題が生じる。また、一定額以下の口座はチェックしないなどの抜け穴があり、資産公開制度そのものが予防策としての有効性に限界がある。ただし、必要に応じて慎重な協議をすべきという意見もあった

③政治倫理審査会の設置④市民の審査請求権⑤市民の問責権

…必要に応じて検討する

公明党：大きく反対する項目はないが、細かな点の指摘はある

①政治倫理基準の明示

…基本的に、再発防止及び議員の姿勢、襟を正していくということが目的と捉えており、親族が経営する企業の請負辞退については、職業の選択の自由を奪うことにもつながる

②資産公開制度

…反対ではないが、他市の状況を調べた中で、資産公開を明記しているところは少なく感じた。必要に応じて当該議員のみにするなど、その都度の公開ではどうかという意見があった

③政治倫理審査会の設置④市民審査請求権⑤市民の問責権

…必要性があると考え。なお、他市の状況を踏まえ、政治倫理審査会の中には議員も含めることがオーソドックスであると考え。また、議員抜きの有識者や弁護士の政治倫理審査会があるならば、それとは別に議員だけ審議する場も必要と考える

共産党：5項目はすべて入れるべきである

…この問題については、市民から議会の動向が注目されている。2002年の検討委員会で条例が制定されなかったことも、今回の事

件が起きた原因の一つと考える。その当時の提言は今回の5項目とほぼ同じ内容である。これを成文化し、議員としての襟を正していくということをしていない限り、再びこういうことが起こる危険性が高い

政策フォーラム：5項目はすべて入れるべきである

…政治倫理条例制定に当たっては、第三者調査委員会調査報告書で示された提言を最低条件とすることが基本である。報告書では、政治倫理条例にどのような項目を制定すべきかという見本が示されており、これを無視することはできない。6月定例会までに5項目に基づく条例案を作成し、市長・副市長・教育長及び職員の倫理条例と一体のものとして議論、採決することが市民の信頼を回復する第一歩と考える

⇒各会派条例案を比較表にし、条文ごとに協議していくことで了承（委員会終了後、公明党が条文形式にした会派案を提出）。

- ・5/29 各会派条例案の比較表を提示。以後4回に分けて協議を進めることを決定

〈各回の予定〉

第1回「目的・役割・責務等」と「請負を除いた政治倫理基準」

第2回「請負部分の政治倫理基準」と「資産公開」

第3回「政治倫理審査会の設置」と「市民の審査請求」と「問責制度」

第4回 合意に至らなかった部分について再協議

※合意に至らなかった部分については、条文に盛り込むことができないとしているものの、そのまま上程することに対しては、政策フォーラムから反対の意見があった。

- ・6/12 政治倫理規程の「目的・役割・責務等」と「請負を除いた政治倫理基準」に関する協議

〈条文に入れることが決定した項目〉

前文、目的、議会の役割、議員の責務、市民の責務、政治倫理基準（法令遵守の明示、不正疑惑行為の自粛、地位利用の金品授受の禁止、公共工事（請負）等契約のあっせん・許認可等の有利な取り計らいの禁止、職員採用等あっせんの禁止、行政への不当介入禁止）

※共産党から「政治倫理条例の対象に市長・副市長・教育長を含めるべき」という提案があり、市長等を政治倫理条例の対象に含めた修正案が提出されたが、協議は市長等を含めない以前の条文のまま進めることとなった。また「期限を区切って短期間で作るより、きちんと議論したものを作った方が再発防止に有効である。それには時間が必要であるため、次期委員会へ引き継ぐこともやむを得ない」との意見があったが、今期の委員会としての上程を目指すという姿勢は崩さず、協議を継続することで了承。

・ 6/17 「政治倫理基準」に関する協議

《条文に入れることが決定した項目》

政治倫理基準（補助金の不正受給の関与禁止）

《意見不一致のため保留となった項目》

①政治倫理基準（道義的批判のある企業献金の自粛）

賛成会派：公明党・共産党・政策フォーラム

態度保留：新政クラブ

②政治倫理基準（発言等による名誉棄損の禁止）

賛成会派：新政クラブ・公明党

反対会派：共産党・政策フォーラム

③政治倫理基準（市の財政援助団体の役員就任の禁止）

賛成会派：新政クラブ・公明党

態度保留：共産党・政策フォーラム

④政治倫理基準（会派控室の無断入室禁止）

賛成会派：新政クラブ

反対会派：共産党・政策フォーラム

態度保留：公明党

⑤政治倫理基準（祝辞での政治的発言の禁止）

賛成会派：新政クラブ

反対会派：共産党

態度保留：公明党・政策フォーラム

⑥兼業の報告義務

賛成会派：共産党・政策フォーラム

態度保留：新政クラブ・公明党

《その他》

新政クラブから④政治倫理基準（会派控室の無断入室禁止）⑤政治倫理基準（祝辞での政治的発言の禁止）は、現段階で当初の想定と状況が変わっていることを踏まえ、議会運営委員会申し合わせなど他の規定で定めることが適切ならば、そちらも検討しても良いという意見があった。

- ・ 6/25 共産党から再度「政治倫理条例に市長・副市長・教育長を含むべき」という提案がされ、協議を中断の上、各会派持ち帰り。政治倫理条例に関する執行部の意向を確認する機会を設けることを決定

- ・ 7/17 【勉強会】執行部側の政治倫理条例に対する考え方の確認

- ・ 8/6 「市長・副市長・教育長を含めるか」「政治倫理基準」に関する協議
《市長・副市長・教育長を含めるかに関する各会派意見》

彩の会：市長等の規定は執行部に任せ、議会側の検討を続けたい。

公明党：委員会で引き続き検討する中で、市長のみ入れるべきである。

共産党：市長・副市長・教育長を含め、委員会で検討する。

政策フォーラム：執行部と議会の双方を包含した内容で、執行部案とすり合わせて作るべきである。

⇒協議を進める中で検討するということで一致。なお、執行部の政治倫理条例に関する意向が不明瞭であるため、確認することを決定。

《条文に入れることが決定した項目》

政治倫理基準（パワハラ・セクハラの禁止）

《意見不一致のため保留となった項目》

政治倫理基準（SNS発信）

賛成会派：彩の会・公明党

反対会派：共産党・政策フォーラム

- ・ 8/20 執行部の意向について報告及び「政治倫理基準（公共工事等（請負）に関する遵守事項）」に関する協議及び「資産公開」

執行部の意向確認の結果「3月定例会に上程予定」「5項目の提言を入れる方針」「議会と歩調を合わせて作るかについては、5項目を入れることなどの方針に合意できた場合には異論がない」などが示された。

《各会派意見》

共産党：執行部と一緒に作り、5項目を入れるべきである。

政策フォーラム：議会と歩調を合わせても良いということなら、これに対する議会側の意思を示すべきである。

⇒合意できないところがあれば一緒に作れないということであるため、回答は受け止め、委員会としての議論を進めていくことで了承。

《意見不一致のため保留となった項目》

政治倫理基準（公共工事等（請負）に関する遵守事項）

彩の会・公明党：地方自治法第92条の2の尊重

共産党・政策フォーラム：親族が経営する企業の請負辞退

- ・ 10/28 委員会の活動期間とスケジュール等を踏まえ、引き継ぎを決定

○議会改革特別委員会 議会活性化の検討項目(未検討の項目一覧)

【議会の権限に関する事項】

検討項目	内容	結果
議決事件の追加	上尾市総合計画等の長期計画については、議決事件とする。	引継
審議会等委員の議会選出の再検討	議員は法律等で定められたもの以外、審議会委員には就任しない。	引継

【市民に開かれた議会に関する事項】

検討項目	内容	結果
議会報告会の開催	議会報告会を開催する。	引継
ソーシャルネットワークの活用	フェイスブック等で議会関連の情報を随時提供する。	引継

【その他の事項】

検討項目	内容	結果
議長立候補制の導入	立候補制を導入し、立候補の際に所信表明を行う。	引継

上尾市議会予算特別委員会実施要領

〔 令和元年 9 月 9 日
議会運営委員会決定 〕

1 目的

この要領は、上尾市議会予算特別委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成

（1）構成員

議長及び監査委員を除く議員定数の半数をもって構成し、委員会において委員長 1 人、副委員長 1 人を互選する。

（2）委員の選出方法

会派按分により選出し、原則として各議員の任期中に委員に 2 回就任するものとする。但し、議長及び監査委員に就任していた期間がある場合や、会派間移動などが生じた場合は、この限りではない。

3 審査会場

委員会は全員協議会室で行う。

4 委員会の設置時期及び審査の範囲

委員会は、3 月定例会期中に開催し、一般会計当初予算案について審査するものとする。なお、特別会計及び企業会計については、常任委員会において審査する。

5 審査の進め方

（1）審査方法

付託議案の審査は、部局別審査、総括質疑、討論及び採決を基本とする。

（2）審査日程

審査日程は原則として 5 日間とし、1～4 日目までは部局別審査、5 日目は総括質疑、討論、採決を行うものとする。各日程の審査は別表 1 により区分する。

（3）審査時間

審査時間は、原則として午前 9 時 30 分から午後 5 時までとし、必要に応じて延長できるものとする。

（4）質疑の方法

（ア）部局別審査（1～4 日目）

発言は自席で行うものとし、1度の質問でおおむね3項目を目安とし、要旨を的確かつ簡潔明瞭に述べるよう努めることとする。

(イ) 総括質疑（5日目）

発言は自席で行うものとし、原則として一問一答方式とする。ただし、関連性のある質疑は一括して述べるなど、円滑な質疑応答が実現されるよう工夫する場合は、この限りではない。

6 総括質疑

(1) 事前通告及び代表質問

総括質疑をしようとする委員は、会派ごとに代表となる委員を選出し、部局別審査4日目の審査終了後、速やかに予算特別委員会質疑通告書（別紙様式1）を提出する（会派に所属しない委員も総括質疑できるものとする）。

(2) 質疑通告書の記載内容

件名及び質疑要旨をできるだけ具体的に列記し、件名ごとに答弁者を明記する。

(3) 質疑順序

質疑は受付者順に行う。

7 執行部の出席者及び答弁者

(1) 部局別審査（1～4日目）

出席者は常任委員会の例によるものとする。

(2) 総括質疑、討論、採決（5日目）

出席者は市長、副市長、教育長、各部長及び行政経営部次長、財政課長とする。

8 設置開始時期

令和2年3月定例会

9 その他

その他必要な事項は、本特別委員会において協議決定する。

別表 1

日程	区分	所管部局
1 日目	総務関係	市長政策室、行政経営部、総務部、市民生活部、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
2 日目	健康福祉関係	子ども未来部、健康福祉部、市民生活部
3 日目	文教経済（環境経済部）・都市整備消防関係	環境経済部、農業委員会事務局、都市整備部、消防本部、上下水道部
4 日目	文教経済（教育委員会）関係	教育総務部、学校教育部
5 日目	総括質疑、討論、採決	市長、副市長、教育長、各部長及び行政経営部次長、財政課長

令和2年上尾市議会3月定例会日程表（案）

日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	摘 要
1	2月20日	木曜日	午前9時30分	本会議	・ 開会日
2	2月21日	金曜日			※ 議案調査日
3	2月22日	土曜日			※ 休日休会
4	2月23日	日曜日			※ 休日休会（天皇誕生日）
5	2月24日	月曜日			※ 休日休会（振替休日）
6	2月25日	火曜日			※ 議案調査日（質疑通告の締切：正午）
7	2月26日	水曜日	午前9時30分	本会議 委員会	1 提出議案に対する質疑 2 予算特別委員会の設置、委員会付託 （休憩中、正副委員長の互選） 3 正副委員長の互選結果の報告
8	2月27日	木曜日	午前9時30分	委員会	・ 予算特別委員会（部局別審査①）
9	2月28日	金曜日	午前9時30分	委員会	・ 予算特別委員会（部局別審査②）
10	2月29日	土曜日			※ 休日休会
11	3月1日	日曜日			※ 休日休会
12	3月2日	月曜日	午前9時30分	委員会	・ 予算特別委員会（部局別審査③）
13	3月3日	火曜日	午前9時30分	委員会	・ 予算特別委員会（部局別審査④）
14	3月4日	水曜日	午前9時30分	委員会	・ 総 務（第1委員会室） ・ 都市整備消防（第2委員会室）
15	3月5日	木曜日	午前9時30分	委員会	・ 文教経済（第1委員会室） ・ 健康福祉（第2委員会室）
16	3月6日	金曜日			※ 予備日
17	3月7日	土曜日			※ 休日休会
18	3月8日	日曜日			※ 休日休会
19	3月9日	月曜日	午前9時30分	委員会	・ 予算特別委員会（総括質疑、討論、採決）
20	3月10日	火曜日	午前9時30分	本会議	・ 一般質問①
21	3月11日	水曜日	午前9時30分	本会議	・ 一般質問②
22	3月12日	木曜日	午前9時30分	本会議	・ 一般質問③
23	3月13日	金曜日			（中学校卒業式）
24	3月14日	土曜日			※ 休日休会
25	3月15日	日曜日			※ 休日休会
26	3月16日	月曜日	午前9時30分	本会議	・ 一般質問④
27	3月17日	火曜日	午前9時30分	本会議	・ 一般質問⑤
28	3月18日	水曜日			※ 予備日
29	3月19日	木曜日			・ 委員長会議
30	3月20日	金曜日			※ 休日休会（春分の日）
31	3月21日	土曜日			※ 休日休会
32	3月22日	日曜日			※ 休日休会
33	3月23日	月曜日	午前9時30分	本会議	・ 閉会日

上尾市議会委員会傍聴規程

平成 30 年 6 月 29 日
議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上尾市議会委員会条例（昭和 45 年上尾市条例第 19 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、上尾市議会の委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 委員会の会議を傍聴しようとする者（議員を除く。以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、委員会の会議を開く部屋（以下「委員会室」という。）ごとに次のとおりとする。ただし、委員長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第 1 委員会室 7 人

(2) 第 2 委員会室 7 人

(3) 全員協議会室 7 人

(傍聴章の返還)

第 4 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終わったときは、傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴席からの離席禁止)

第 5 条 傍聴人は、委員会室においては傍聴席に着席し、入退場の場合を除き、みだりに傍聴席を離れてはならない。

(委員会室に入ることができない者)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 他の者に著しく不快感、威圧感等を与える服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、委員会室にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 理由もなく頻繁に席を離れないこと。
- (6) CD又はMDプレーヤー及びこれに類するもの、携帯電話、ポケットベル、パーソナルコンピュータ、ポケットゲーム等の情報通信機器等の電源を切ること。ただし、報道関係者が時事の報道を目的とし、他の者に迷惑をかけることなく情報通信機器等を使用する場合を除く。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は委員会の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音、録画等の禁止)

第8条 傍聴人は、委員会室において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

上尾市議会インターネット議会中継要領

〔最新改正 令和元年9月17日〕
〔議会報編集委員会決定〕

1 趣旨・目的

市民に対し開かれた議会づくりを目指す一環として、インターネットを介して市議会の活動状況を映像配信し、もって市民に身近な議会づくりを行うことを目的とする。

2 名称

インターネット映像配信業務の名称は、「上尾市議会インターネット議会中継」（以下「インターネット議会中継」という。）とする。

3 映像配信の対象となる会議

映像配信の対象となる会議は、定例会・臨時会の本会議及び常任委員会・特別委員会の会議とする。

4 映像配信の内容

（1）定例会・臨時会の本会議

- ア 映像配信は、ライブ配信（生中継）及び録画配信とする。
- イ ライブ配信は、休憩時間を含む本会議の全体を放映する。
- ウ 録画映像は、本会議開催日の当日に速報版を配信する。ただし、発言の取り消しなどが生じた場合は、この限りではない。
- エ 編集後の録画映像は、本会議開催日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〈昭和23年法律第178号〉に規定する休日を除く。）に配信する。
- オ 映像は、議長や質問者、答弁者などの発言を行う者が映ることを基本とし、必要に応じ映像を切り替える。
- カ ライブ配信中の休憩時には、本会議休憩中の表示をする。
- キ 発言の取り消しが生じた場合は、音声を消去するなど、適切な編集を行う。

（2）常任委員会・特別委員会及び全員協議会の会議

- ア 映像配信は、録画配信とする。
- イ 録画映像は、当該委員会の開催日ごとに映像ファイルを1つにまとめ、休憩時間のカットなどの編集を行った上で、会議開催日の翌日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〈昭和23年法律第178号〉に規定する休日を除く。）に配信する。
- ウ 録画映像は、画面を2分割し、委員と執行部の映像を上下に配置する。それぞれの映像には「委員席」「執行部席」などの適切なテロップを入れる。
- エ 発言の取り消しなどの運用は、本会議に準ずる。

5 インターネット議会中継システムの構成

(1) 基本となる配色

青色を基調とし、背景は白、文字は黒とする。

(2) トップページの画像

上尾市議会の議場の写真とする。

(3) 各議員のプロフィールのページの掲載情報

議員の顔写真、議員名、ふりがな、所属会派名、所属委員会名とする。

(4) 映像ファイルの分類・管理

ア 定例会・臨時会の本会議は、暦年ごとに会議の名称及び本会議日程で分類・管理する。

イ 常任委員会・特別委員会は、暦年ごとに「各種委員会」という枠組みを作り、その中で委員会の名称及び会議日程で分類・管理する。

ウ 録画配信期間は、配信開始日以降、5年程度とする。

6 インターネット議会中継の開始時期

(1) 定例会・臨時会の本会議…平成17年3月定例会

(2) 常任委員会・特別委員会…令和元年6月定例会

(3) 全員協議会…令和2年1月

7 会議録との関係

「会議録については、議会終了後文字校正などを行い公開しています」との注意書きを入れることとする。

8 事務局

ライブ配信及び録画配信に必要な処理は、議会事務局議事調査課が行う。

9 その他

インターネット議会中継の映像配信及びインターネット議会中継システムの見直しに関しては、議会報編集委員会で検討するものとする。

附 則

(実施日)

1 この要領は、令和元年6月21日から実施する。

(上尾市議会インターネット配信事業実施要領の廃止)

2 上尾市議会インターネット配信事業実施要領（平成16年11月29日議会運営委員会決定）は、廃止する。

